

1 契約単価内訳及び委託料の算出方法

(1) 賃貸借物品

① 患者用寝具類等

品名	単価 (円:税抜き)	委託料の算出方法 (1ヶ月)	備考
入院患者用寝具一式		「単価」に「当該月の実延べ入院患者数」を乗じた金額	
掛布団		「単価」に「当該月の洗濯枚数」を乗じた金額	
掛布団カバー		「単価」に「当該月の洗濯枚数」を乗じた金額	
簡易ベッド/ ファミリールームのベッド用 寝具一式		「単価」に「当該月の延利用者数(実使用数)」を乗じた金額	・簡易ベッド 8組 ・ベッド(ファミリールーム用) 1組
ソファベッド用寝具一式		「単価」に「当該月の延利用者数(実使用数)」を乗じた金額	・ソファベッド (小児個室/ファミリールーム) 13組
脳波検査室(小児病棟)用 寝具一式		「単価」に「ベッド数=1」と「当該月の日数」を乗じた金額	
血液浄化療法室用寝具一式		「単価」に「ベッド数=7」と「当該月の日数(日曜日を除く)」を乗じた金額	実施日:月～土曜日
化学療法室用寝具一式 (ベッド用)		「単価」に「当該月の延利用者数(実使用数)」を乗じた金額	ベッド4台
化学療法室用寝具一式 (リクライニングチェア用)		「単価」に「当該月の延利用者数(実使用数)」を乗じた金額	チェア4台
分娩室・LDR用寝具一式 (分娩台なしの部屋)		「単価」に「部屋数=1」と「当該月の日数」を乗じた金額	『LDR3』1室
分娩室・LDR用寝具一式 (分娩台ありの部屋)		「単価」に「部屋数=4」と「当該月の日数」を乗じた金額	『LDR1, LDR2, LDR4』3室, 『分娩室』1室
中央処置室用寝具一式		「単価」に「電動診察台数=10」と「当該月の日数(平日のみ)」を乗じた金額	
処置室等ベッド用寝具一式		「単価」に「ベッド数=25」と「当該月の日数」を乗じた金額	
防水シーツ		「単価」に「当該月の洗濯枚数」を乗じた金額	
病衣(基準型<上>)		「単価」に「当該月の洗濯枚数」を乗じた金額	
病衣(基準型<下>)		「単価」に「当該月の洗濯枚数」を乗じた金額	
病衣(ガウン)		「単価」に「当該月の洗濯枚数」を乗じた金額	
患者用術衣		「単価」に「当該月の洗濯枚数」を乗じた金額	

② 当直室・仮眠室用寝具

品名	単価 (円:税抜き)	委託料の算出方法 (1ヶ月)	備考
当直室・仮眠室用寝具一式 (カプセルベッド用)		「単価」に「ベッド数=40」と「当該月の日数」を乗じた金額	
当直室・仮眠室用寝具一式 (カプセルベッド以外)		「単価」に「ベッド数=29」と「当該月の日数」を乗じた金額	
スタッフ用手術衣(上)		「単価」に「当該月の洗濯枚数」を乗じた金額	③スクラブと同水準
スタッフ用手術衣(下)		「単価」に「当該月の洗濯枚数」を乗じた金額	③スクラブズボンと同水準

③ 白衣等

品名	単価 (円:税抜き)	委託料の算出方法 (1ヶ月)	備考
白衣		「単価」に「当該月の洗濯枚数」を乗じた金額	
ケーシー			
スクラブ			
スクラブズボン			
ズボン			
看護衣			
看護上衣(補助)			
看護ズボン(補助)			

(2) 購入物品(ディスポーザブル製品)

品名	単価 (円:税抜き)	委託料の算出方法 (1ヶ月)	備考
清拭用スティックタオル L 28×28cm1本毎個包装		「単価」に「当該月の使用本数」を乗じた金額	オオサキメディカル (同等規格品以上可)
清拭用スティックタオル LL 28×56cm1本毎個包装			オオサキメディカル (同等規格品以上可)

(3) 病院所用品

品名	単価 (円:税抜き)	委託料の算出方法 (1ヶ月)	備考
シーツ(コット用)		「単価」に「当該月の洗濯枚数」を乗じた金額	
バスタオル			
タオルケット			
ガーゼ類			
水枕カバー			
湯たんぽカバー			
その他カバー類			
浴用マット			
ベビー肌着			
抑制帯			
エプロン			
靴下(手術スタッフ用)			
クッション類(手術室で使用)			
共用白衣等			
ベッドカバー(診察室用)			
弾性包帯			
マットレス			

(4) 業務委託

品名	月額 (円:税抜き)	委託料の算出方法 (1ヶ月)	備考
リネン等回収・搬送業務		定額	
当直室等ベッドメイク業務		定額	

2 委託料の請求

受注者は、毎月15日までに、前月分の委託料として、下記(1)及び(2)を合算した額を発注者に請求すること。

- (1) 上記1により算定した金額
- (2) (1)により算定した金額の合計に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額
(その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)

3 委託料の支払

委託料は毎月払いとし、発注者は業務履行確認後、受注者の適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。